

加古川市 I C カード決済対応機器整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市 I C カード決済対応機器整備費補助金交付要綱（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（任意様式）
- (2) 補助事業所要（精算）額計算書（兵庫県様式）
- (3) 国庫補助金の交付申請書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金／交付／不交付／決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 4 市長は、補助申請者が暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者並びに暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、補助金を交付することにより暴力団を利すると認めるときは、補助金の不交付を決定するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第5条 補助申請者は、前条第2項に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の状況報告等)

第6条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正化を図るため、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者に報告させ、又は当該職員に実地調査を行わせることができる。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を実施していないと認めるときは、補助事業者に対して必要な指示を行うことができる。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業変更申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施計画書(任意様式)
- (2) 補助事業所要(精算)額計算書(兵庫県様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、直ちに補助事業/中止/廃止/申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は市の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業所要(精算)額計算書(兵庫県様式)
- (2) 対象となる経費を支払ったことを証する領収書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の

審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第4条第1項の規定により交付の決定をした補助金の額と同額であるときは、当該通知を省略することができる。

（是正のための措置）

第10条 市長は、第8条の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれに適合させるための措置を取るべきことを命ずることができる。

2 第8条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第11条 市長は、第9条の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 暴力団等であつて、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

（交付決定の取消しの通知）

第13条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消

しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。
- 3 前2項に規定する返還の命令は、補助金返還命令書（様式第9号）により行うものとする。

（遅延利息）

第15条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、当該補助金を納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（補助金の経理等）

- 第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の経理について、その収支状況を明らかにするため、他の経理と明確に区別した帳簿を備えておかななければならない。
- 2 前項の帳簿その他の補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助事業名		共通サーバ整備事業
補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	国、兵庫県及び関係市町と協調して、補助対象事業者が行う交通系 IC の共通サーバの整備に要する経費の一部に対して、補助金を交付することにより、兵庫県内路線バスのキャッシュレス決済のエリア拡大や、共通化によるシームレスな移動の実現を図ることを目的とする。
補助金等の範囲	対象となる者	道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者とする。ただし、共通サーバを整備するものとして「ひょうご新 IC サービス整備協議会」において、代表事業者の指名をうけた事業者に限る。
	対象となる経費	交通系 IC カードの共通サーバ整備に要する費用の額のうち、本市に係る実車走行キロが、沿線市町全体の実車総走行キロに占める割合に応じた額とする。ただし、実車走行キロは、路線バス及びコミュニティバスの実車走行キロとする。
補助金等の補助率又は額	補助率	1/2
	補助金の額	①予算の範囲内において、対象となる経費の2分の1の額を限度とする ②千円未満切り捨て

補助事業名		車載器整備事業
補助金等の種類	性質	事業費補助
	目的	国、兵庫県及び関係市町と協調して、補助対象事業者が行うキャッシュレス決済の新規導入・機能向上に要する経費の一部に対して、補助金を交付することにより、公共交通の利用環境の改善を行い、日常利用や観光利用の促進を図ることを目的とする。
補助金等の範囲	対象となる者	市町内を運行する一般乗合バス事業者で、道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者とする。ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、高速バスは除くものとする。
	対象となる経費	交通系 IC カードを活用したキャッシュレス決済の新規導入・ABT 方式の実施に必要な改修に要する経費から交通事業者が収受する国庫支出金を除いた額のうち、本市に係る実車走行キロが、沿線市町全体の実車総走行キロに占める割合に応じた額とする。ただし、実車走行キロは、路線バス及びコミュニティバスの実車走行キロとする。
補助金等の補助率又は額	補助率	1/4 又は 1/6
	補助金の額	①予算の範囲内において、総事業費の6分の1又は対象となる経費の4分の1のいずれか低い額で、乗合バス事業者については、「ひょうご新 IC サービス整備協議会」にて定められた額を控除した額を限度とする ②千円未満切り捨て